

徳島県の統計調査の概要

1. 統計調査

（1）国が行っている「基幹統計」 <56調査>

基幹統計とは、全国的な政策を企画立案、またはこれを実施する上において、特に重要な統計

○このうち、県への法定受託事務

31調査

19調査が 統計データ課

12調査が 事務主管課

（2）県が独自に行っている「届出統計」 <8調査>

統計法において、地方公共団体が統計調査を行うときは、総務大臣へ届出をした上で実施をすることが定められている

※国へは、調査の名称、目的、範囲、期日・期間、数(サンプル数)などを届け出。

（3）県が独自に行っている「加工統計」 <6調査>

基幹統計や届出統計等の結果をもとに作成している統計

2. 毎月勤労統計調査

（目的）・雇用、給与及び労働時間について、毎月の全国的変動を明らかにするための国の「基幹統計」。

（調査方法）・常用労働者数の規模に応じ、第一種事業所、第二種事業所、特別調査に分かれている。
・東京都内の第一種事業所のうち、全数調査すべき「規模500人以上」の事業所を抽出調査としていたなど、不適切な調査が行われた。

（本県の対応）・法定受託事務として、国から示された「調査対象事業所名簿」に基づき定められた調査方法により適切に調査し、毎月、国に報告している。

3. 県民経済計算

（目的）・県経済の規模と構造を明らかし、県経済の分析をはじめ、地域比較の基礎資料として活用される「加工統計」。内閣府から示される「関係指標」をもとに作成し、県で公表するとともに内閣府へ報告。
・現年度より2年遅れで作成し、例年1月末頃を目処に公表（今年度は平成28年度分を公表予定）。

（内閣府からの指示）1月16日、内閣府から、

- ・提供した「関係指標」に修正が生じる可能性があること
- ・修正の有無は、今後通知すること
- ・修正がある場合は、これを反映した上で県民経済計算を作成し、内閣府へ報告すること

（現在の状況）・現時点において、内閣府から修正の有無、今後の予定等は示されていないため、平成28年度分の公表を保留している。